

## 特定健康診査情報提供事業の流れ(フロー図)

実施者	内 容	期日
① 保険者	(ア) 健診未受診者で、かつ医療機関に生活習慣病(糖尿病)受診中の被保険者を抽出する (イ) 被保険者へ送付する書類を作成する	
② 保険者	被保険者へ、関係書類を送付する (a)「治療中の方の検査結果データ提供票」(以下「情報提供票」という)＜別紙3＞ (b)「治療中の方で特定健康診査を受けておられない方へ(ご案内)」(被保険者への協力依頼)＜別紙2＞ (c)「特定健康診査情報提供事業に係る医療機関への依頼事項」＜別紙4＞	
③ 被保険者	1. 情報提供に同意する場合は、情報提供票に署名し、質問票に記入する 2. 次回の医療機関受診の際に、上記の関係書類(②の(a)と(c))を持参し、窓口に提出する	
④ 医療機関	被保険者からの提出書類の確認と被保険者証による資格確認を行い、診療時に実施していない検査があれば実施する	
⑤ 医療機関	国保連合会へ、「情報提供票」＜別紙3＞、「特定健康診査情報提供料請求書(以下「請求書」という。)」＜別紙1＞を送付する	N月10日
⑥ 連合会	請求書等の受付、請求内容及び検査結果等の確認による医療機関への連絡等	N月10日～月末
⑦ 連合会	検査が未実施・測定不能等の場合で、理由が不明瞭なものについて返戻する	(N+1)月初旬
⑧ 連合会	医療機関へ、支払帳票等を送付する	(N+1)月20日
⑨ 連合会	医療機関へ、支払う	(N+1)月26日

